

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 資本金等の額と均等割の税率適用区分

法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、つぎの改正がありました（適用は2015年4月1日以後に開始する事業年度になります）。

1. 資本金等の額の改正の内容

改正前	改正後
法人税法上の資本金等の額	法人税法上の資本金等の額
	(+) 無償増資額 ※1
	(-) 損失のてん補のための無償減資額 ※2

※1 2010年4月1日以後の増資額

※2 2006年5月1日以後、会社法の規定により減資し、1年以内に損失のてん補に充てた額（旧商法では2001年4月1日以後の減資等による欠損てん補額）

2. 無償減資による損失のてん補の減算例

資本金150百万円で繰越利益剰余金額が△40百万円の会社が、50百万円をその他資本剰余金に振り替え、その後にその全額で損失をてん補した場合、会計上の残高は資本金100百万円、繰越利益剰余金10百万円となりますが、このケースでの法人税申告書別表5(1)はつぎのようになります。

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
資本金等の額			△ 50	△ 50
繰越損益金	△ 40		50	10
差引合計額	△ 40	0	0	△ 40
II 資本金等の額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在 資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	150	50		100
利益積立金			50	50
差引合計額	150	50	50	150

3. 法人住民税金等割額

上記のケースにおいて、法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額は、改正前では150百万円ですが、改正後では100百万円（150百万円－50百万円）になります。東京都の特別区のみ事務所等を有する法人（従業者数50名超）の場合でみると、この改正によって均等割の額は530,000円から200,000円に減少します。

なお、無償減資による損失のてん補額は、その内容を証する書類を添付した申告書を提出した場合に限り、当該金額を減算することができます。

お見逃しなく！

資本金等の額に無償増資及び無償減資等の欠損填補による加算・控除を行った金額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合には、当該事業年度の資本金等の額は、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額となります。